

軽度者に対する福祉用具貸与フロー図

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与について(特例給付)

(ただし、自動排泄処理装置については、要介護2、3も含む)

対象福祉用具					
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知器	移動用リフト	自動排泄処理装置
<給付要件> 別表に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

福祉用具貸与の判断手順

「厚生労働大臣が定める者のイ」に対応する基本調査の結果に該当する

種目が 車いす及び車いす付属品 移動用リフト

YES

車いす及び車いす付属品	「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」である
移動用リフト	「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」である

YES

NO

給付不可

YES

給付可

市への確認手続き
不要 ※

種目が
・特殊寝台及び特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具及び体位変換器
・認知症老人徘徊感知器
・自動排泄処理装置
である。

YES

地域包括支援センター(要支援1・2)又は三島市(要介護1)に書類提出し、給付可の判断がある。

(提出書類)

- ① 軽度要介護認定者に対する福祉用具貸与のための理由書
- ② 第1表・第2表・第4表(要介護1)
ケアプラン・支援経過票(要支援1・2)
- ③ 福祉用具貸与計画書(要介護1)

YES

給付可

疾病その他の原因により、次のⅠ～Ⅲいずれかに該当するもの。

- I 日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者
(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等)
- II 状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者
- III 身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者
(例:ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避等)

YES

給付不可

※①主治医から得た情報

②福祉用具専門相談員ほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントによる判断が必要。

※①②の確認内容については、必ず支援経過の文書に記録を残すこと。

以下の(1)(2)のすべての要件を満たし、これらについて市に確認を受けた場合に給付対象となる。

- (1) 上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- (2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

(確認申請書類)

- ① 軽度要介護認定者に対する福祉用具貸与のための理由書
- ② ケアプラン第1表・第2表・第4表(要介護1)
ケアプラン・支援経過票(要支援1・2)
- ③ 福祉用具計画書
- ④ 医師の意見が明記されている資料(主治医意見書等)

YES

給付可

別 表

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	(1) 基本調査1－7 「3. できない」
特殊寝台及び特殊寝台付属品	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査では該当項目がないため判断できない。 →サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより該当するか判断し、要支援1・2は各地域包括支援センター、要介護1は三島市介護保険課へ理由書を提出する。
	次のいずれかに該当する者	
床ずれ防止用具及び体位変換器	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	(1) 基本調査1－4 「3. できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	(2) 基本調査1－3 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1－3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3－1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3－2～3－7いずれか 「2. できない」 又は、基本調査3－8～4－15のいずれか 「1. ない」以外、 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
移動用リフト(つり具の部分を除く)	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2－2 「4. 全介助」以外
	次のいずれかに該当する者	
自動排泄処理装置	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1－8 「3. できない」
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2－1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
自動排泄処理装置	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査では該当項目がないため判断できない。 →サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより該当するか判断し、要支援1・2は各地域包括支援センター、要介護1は三島市介護保険課へ理由書を提出する。
	次のいずれにも該当する者	
自動排泄処理装置	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2－6 「4. 全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2－1 「4. 全介助」